

環境にやさしい農業に取り組んで【みどり認定】を受けましょう！ 全 域

食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けたみどりの食料システム法が、令和4年に制定・施行されました。それに伴い、新たに「みどり認定制度」がスタートしました。

みどり認定とは、生産活動において、**環境負荷低減事業活動**の実施を志向した農林漁業者が**5か年の事業計画を作成し、県がその計画を認定**するものです。

～ 「環境負荷低減事業」の活動例 ～

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など



■みどり認定を受けると以下のような支援があります

■支援① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- ・認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を前倒して償却できます。
- 機械など：取得価額×32% ○建物など：取得価額×16%



堆肥散布機



水田用除草機

■支援② さまざまな補助事業の採択で優遇されます！

- ・計画認定を受けると、国庫補助事業の採択審査のポイントが加算されます。
- ・県の補助事業「ながさき農林業グリーン化総合対策事業」の要件となります。

申請は、個人でも、部会毎でも受付けています。
ご質問や説明会等をご希望の方は、振興局まで
お尋ねください。

<お問合せ先>

県央振興局 各地域普及課
☎ (0957) 22-0057

県内初のみどり認定 ～申請を支援しました～



令和5年7月25日に、諫早湾干拓営農者を対象に、認定制度説明会・申請書作成会を県内に先駆けて開催しました。

参加者25名のうち、作成が済んだものについては、7月27日に15名（県央管内8名、島原管内7名）が県内で初めて認定を受け、「ながさきグリーンファーマー」（愛称）となりました。

引き続き、管内の農業者の認定を支援していきます。



諫干営農者向け説明会・作成会の様子